中小機構CEO商談会活用マニュアル【インドネシア進出・投資編】

① 投資を考えるなら、まず国内でできることから・・・

1)先達に学ぶ

既に直接投資をしている企業が考えている海外展開の課題とは・・・

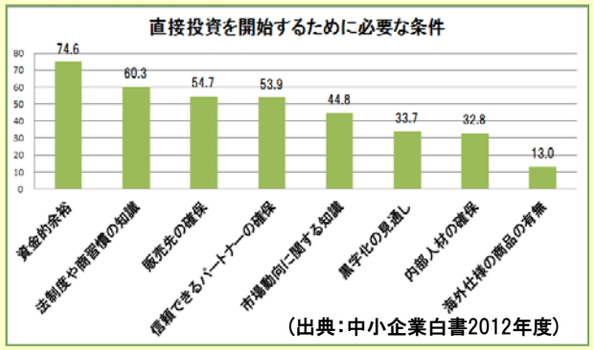

(出典:中小企業白書2012年度)

既に海外展開されている中小企業の目的

(F/S事業社144社、複数回答)

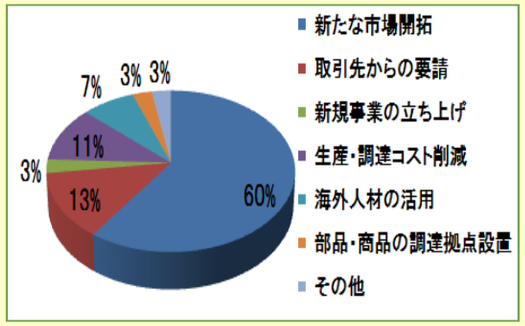

目的の明確化 → 国内準備 → 市場調査 → ・海外販路拡大 ・海外拠点設立

- 準備: 海外進出を考え始める
- 情報収集 / 市場調査: 進出国の投資環境や市場動向等の情報を収集する
- 商談会 展示会 F/S ビジネスマッチング
- 海外市場開拓 海外投資・進出
- 順次販路拡大 海外投資

☆自社製品や技術の競争力を確認し、
☆販売先や信頼できるパートナーの確保を目指し、
☆できるだけ固定資産を増やさない方向で…
身の丈にあった形態を考えましょう！

2)事前の確認事項

インドネシアへの進出の形態は？

【販売志向】
①販売代理店、②駐在員事務所、③出資しての販売拠点
【生産志向】
① 委託生産、②駐在員事務所、③出資しての生産拠点

現地拠点設立には ①法人(独資or合弁)、②駐在員事務所の方法があります。駐在員事務所で様子を見て、実際に売上が上がる時機に法人に切り替えるのが一般的です。

	駐在員事務所	法人(株式会社)
営業活動	不可	可能
資本金	不要	必要
設立に要する期間	数ヶ月以内	数ヶ月～1年

駐在員事務所は、原則、申請すれば誰でも開設できます。

駐在員事務所は、企業間の調整や法人設立準備が役割なので、①直接取引/販売活動、②入札/契約締結/苦情処理③輸出入業務は禁止されています。なお、経営者はインドネシアに居住する必要ありますが、インドネシア人の雇用義務はありません。

PT(Perseroan TerbatasT)とは？

インドネシア会社法に基づく有限責任会社で、日本の株式会社に相当。外資規制があり、業種によって独資が不可能である場合はJV(合弁企業)を組む必要があります。

	独資	合弁
資本金負担(リスク)	多い	少ない
経営の自由度	大きい	少ない
事業立ち上げスピード	遅い	早い

以下の場合も合弁が得策です。

①販路確保(現状の販路を利用した販売・営業活動) 、②事業運営ノウハウ獲得(販売、生産、労務管理等地域性に即した運営)、③製造ノウハウ獲得(安い労働力を使った製造システムの適用等)

合併契約交渉に当たってのポイントは？

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

＋

【製造技術許諾及び技術援助契約】
:製造技術許諾の範囲など
【機器供給契約】:供給範囲、価格及び納期など
【工場設計契約】:設計範囲及び規格など
【人員派遣契約)】:派遣者の取扱及び供給など
【原料供給契約】:供給範囲及び価格など

② 成功の方程式に向かって・・・ 投資のロードマップ

中小機構

インドネシア政府は、日本からの自動車、エレクトロニクス、機械製造工業分野のサポーティング・インダストリーの資本参入を歓迎しています。

駐在員事務所: 投資許可書 → 居住許可書作成 → 納税者番号取得 → 会社登録証書 → ビザ手続き

法人(PT):
- 投資計画登録 → 関税優遇手続き / 非税優遇手続き(○輸入業者登録 ○外国人労働者雇用許可) → 恒久営業許可 → 原材料輸入関税許可
- 原則許可
- 会社定款作成 → 法務人権省へ登記 → 地方局へ申請(○土地所有許可 ○土地権利 ○建設許可) / 各関係省庁各種認可、申請

納税者番号取得
口座開設
資本金払込等

PTの設立は2人以上の出資者が、公証人(Notaris)の認証した設立証書に基づいて行うこと。設立証書には、定款とその他の会社設立に関する情報を含まなければいけません。インドネシアの法務人権大臣によって設立証書が認証され、また当該会社に対する法務人権大臣からの設立許可が下りた日をもって初めて法人としての地位が確立します最低資本金は25億ルピア(約25万ドル)でルピアか米ドルに限る。この資本金を持って、100億ルピアの投資額となる投資計画を提示すること。なお、インドネシアの土地は国家に属しており、企業は土地の利用権を国から取得し、保有することとなります。

【所得税恩典内容(政令2007年第1号)】
1)所得税の恩典が享受できるのは
a. 特定事業分野:調味料、繊維、パルプ、化学、ゴム、金属、機械、発電機、電子・通信、二輪・四輪製造/部品製造、船舶など(15業種)
b. 特定地方における特定事業業種
(2) 所得税の恩典は
a. 投資額の30%を、5%ずつ6年間所得控除できる
b. 通常減価償却費の2倍の償却費を計上できる
c. 海外への配当金に係わる源泉税率を10%に減税
d. 5年間の税務繰越欠損金を一定条件下に最大10年延長できる
なお、6年間は許可取得時の目的以外に固定資産の転用はできません。また転売、譲渡もできません。

【BKPM(インドネシア共和国投資調整庁)】
大統領直轄の機関として投資に関する許認可と相談業務を行う部局です。ネガティブリストに関わらず、関係省庁からの推薦状にて特別な措置を得られる可能性もあります。
http://www.bkpm-jpn.com/content.htm

【FTZ (Free Trade Zone=自由貿易地域)】
2007年6月、シンガポールに近いバタム島、一部をビンタン島とカリムン島をFTZに設定。投資家は税制優遇(輸入関税や法人税など)を得られる。バタム島は造船、電子工業、機械工業開発センターに、ビンタン島は織物、履き物、観光業開発センターに、そしてカリムン島は、造船、金属、コンポーネント、農業、海洋業開発センターへと変える計画です。

2014年4月、投資ネガテブリストが改定されました！
http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf

【投資ネガティブリスト改定の背景】
昨今の直接投資の増加と2015年に実現するASEAN経済共同体(AEC)に対応するため、①国内産業の競争力強化、②持続的な経済発展とグローバル経済の変化への対応、③投資規制の簡素化を目的として、改定されました。外国企業の出資上限と参入条件を事業分野別に規定しています。

【中小企業関連の主な分野】
①外資規制を緩和する分野(9分野):映画宣伝設備(広告、ポスター、スチール、写真など)はこれまで外資の参入が認められていなかったが、51%までの出資(ASEANからの出資条件)が認められました。
②外資規制を強化する分野(5分野):通信分野ではコンテンツサービス、コールセンター、データ通信システムサービス、インターネット相互連結サービスで外資上限を49%と改定されました。
③農業分野(5分野):外資出資上限を30%まで引き下げ、規制を強化しています。
④これまで規定されなかった分野(11分野)
ディストリビューター、倉庫業では33%に引き下げられました。また、インターネットを通じた小売りについても内資100%に制限されました。

(注):当商談会マニュアルは2014年7月末現在のものです。 情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。